

千葉市への遺贈のご案内

尊いご意志を、千葉市のために
役立てさせていただきます

「自分が亡くなった後、千葉市のために財産を寄付したい」というご意志を千葉市のために役立てさせていただくため、千葉市では遺贈の受入を賜っております。

また、いただいた遺贈につきましては、寄付者のご意志を尊重し、可能な限りご意志に沿った目的（教育、子育て、福祉など）に活用させていただきます。

教育



福祉



子育て



将来、ご自身の財産を寄付する方法について

亡くなったときに自分の財産を寄付するためには、寄付を希望される方が「亡くなったら金融資産の一部を千葉市に寄付する」旨の遺言書を作成することが有効です。

信託業務の認可を取得している金融機関や弁護士などの専門家に依頼すると費用はかかりますが、遺言書作成のお手伝いから、亡くなった際には遺言に基づいて、資産の相続手続きや、寄付の手続きまで行ってくれるため、相続人の方々の手も煩わせません。

遺言により、ご自身の財産を寄付するまでの流れ

1. 亡くなったら財産を千葉市に寄付したい。
2. 遺言での寄付について提携先金融機関に相談する。
3. 亡くなったら寄付する旨の遺言書を作成する。
4. 将来、亡くなった際に遺言により千葉市に寄付。

千葉市提携先金融機関について

寄付をするための遺言の作成には、専門的な知識が必要となります。以下の金融機関と千葉市との提携により、遺言による寄付の相談が無料で受けられますので、是非ともご活用ください。（ただし、無料での相談は初回のみとなります。）

【提携先金融機関】
千葉銀行信託コンサルティング部 TEL043-301-8178